

華北分離工作の展開と国民政府の対応

(淑徳大学) 内田 尚孝

I. はじめに

本稿は、多田駿が支那駐屯軍司令官に着任して、出先軍が華北を国民政府統治下から強行分離し始めた1935年9月から、これへの対応として国民政府が構想した冀察政務委員会が12月に設置されるまでの約4カ月間に焦点をあて、その間の華北をめぐる緊迫した日中関係の展開を日中双方の資料の分析を通して明らかにすることを課題としている。

この年前半期の日中関係は、公使館の大使館昇格に象徴される「日支親善」の一方で、天津での日本租界事件や察哈爾での第二次張北事件を契機に華北をめぐる緊張が一挙に高まり、何応欽（軍政部長兼軍事委員会北平分会代理委員長）による日本側要求の口頭受諾、いわゆる「梅津何応欽協定」や「土肥原秦徳純協定」の成立は見るものの、それらは新たな緊張の火種となり、8月4日、北寧路瀋州駅で日本軍関係者が狙われた事件（瀋州事件）によってさらに悪化の途を辿りつつあった。

ところで、東京と一丸となって出先が強行した華北分離工作は、主に(1)瀋州事件を口実とした華北の人事・機構の刷新、(2)日本軍と緊密な関係を築いてきた旧北京政府系を中心とした軍人・政客や大衆への「自治運動」工作、(3)華北の実力者に対する国民政府からの離反工作、(4)外交交渉レベルにおける国民政府への圧力、といった動きが複雑に絡み合いながら展開してゆく。これに対する中国側は、中央政府、地方政府、地方実力派から民衆に至るまでさまざまなレベルでの対応を迫られ、さらに、これに諸アクター間の思惑や駆け引きが加わり、おそろしく複雑な交渉が繰り広げら

れることとなった。

この華北分離工作について、日本側では比較的早くからその展開過程の解明が進められ、1960年代に日本側史料を用いたいくつかの成果が発表されたが^[1]、その後これをさらに掘り下げようとする試みはほとんど見られなかった。しかも、中国側の史料や研究成果を踏まえて再検討を加えた研究は、近年になって漸く現れたに過ぎず、その数もごく僅かでしかない^[2]。

他方、中国（大陸・台湾）側では、日本に若干の遅れをとりながら、国民政府の対応を跡づけようとする関心から、台湾での研究が先行して始まった^[3]。その後、「抗日戦争史」に対する関心の高まりを受けて、大陸においても研究テーマとして正面から取り上げられるようになり、近年その成果が活字として発表されるに至っている^[4]。ここでは、外務省・軍関係史料を丹念に解読し、日本の対中政策を実証的に跡づけた大陸の臧運祜氏の研究^[5]と、本稿でも使用する「蔣中正總統檔案」、いわゆる「大溪檔案」を活用して国民政府を中心とした中国側の対応をこれまでになく詳細さで明らかにした台湾の劉維開氏の研究^[6]をあげておきたい。ただ両者の関心がそれぞれ東京と南京に向いているため、もう一方の側からの視点が脆弱な点や、現地での交渉過程の解明が不十分な点などを課題として指摘することができる。

本稿ではこれら先行研究の成果と課題を踏まえつつ、華北分離工作のうち(1)と(3)に重点を置きながら、これら日本側の工作に対する中国側の対応が如何なるものであったのか、とりわけ国民政府が事態収拾策として構想した「行政院駐平弁事長官公署」の具体的内容と「行政院駐平弁事長官公

署」設置から冀察政務委員会設置へとその事態收拾策が移行したプロセスを解明することにしたい。その際、何応欽の役割にも十分注意しておきたい。なぜなら、冀察政務委員会の設置による事態收拾を現地で決断したのは何であり、何の意志と判断が当時の華北情勢の行方において非常に重要だったからである。そして最後に、国民政府によって冀察政務委員会が「特設」されたことの歴史的意味を問うことにしよう。

Ⅱ. 「三原則」と大連会議

7月初めから約2カ月間、一時帰国して蔣介石、汪兆銘（行政院長兼外交部長）ら国民政府首脳と協議を重ね、8月30日東京に帰任した蔣作賓（駐日大使）は、9月7日、広田弘毅（外務大臣）を往訪し、「両国は政府を対象とすべきであって、国内各組織に及んではならない」と述べ、本来公式の外交ルートで処理すべき問題に関東軍や支那駐屯軍が乗りだし、地方政府を相手に交渉している現状を強く批判した。外交の一元化を改めて求めたのである。続いて、日中関係を改善するための「三原則」を提示した。

- （一）中日両国は国際法上の完全な独立を相互尊重し、日本は中国に対するあらゆる不平等条約を撤廃する。
- （二）中日両国は真正の友誼を相互に維持し、統一を破壊し、治安を掻き乱し、誹謗中傷するなどの行為は行わない。
- （三）中日両国間のあらゆる事件および問題は、平和的な外交手段によって解決を図るべきである。さらに、上海停戦協定、塘沽停戦協定および「華北事件」（「梅津何応欽協定」、「土肥原秦徳純協定」など）などは一律に撤廃し、九・一八以前の状態に回復させるべきである⁽⁷⁾。

これは、王寵惠（ハーグ国際司法裁判所判事）がすでに2月広田に提起していた「三原則」に基

づいたものであったが、5月以降の新たな事態の展開を受けて、日本軍の「統一を破壊し」、「治安を掻き乱す」ような行為の阻止や、上海停戦協定、塘沽停戦協定、「梅津何応欽協定」の破棄を要求するなど、より厳しい内容となっていた。

これに対して広田は、1カ月後の10月7日、7月上旬から調整を進め、10月4日漸くとりまとめた「対支政策に関する外陸海三相間諒解」（「広田三原則」）を蔣作賓に示した。

広田は、（一）「以夷制夷」政策を放棄すること、（二）「満洲国」の存在を尊重すること、（三）赤化を共同で防止することに中国側が完全に同意するのであれば、日本は中国側三原則の協議に応じてもよいと述べたが、蔣作賓は（一）については今後の事実を見ていただければ疑いの余地はない、（二）については複雑であり政府に報告して検討する、（三）については将来考慮するもやぶさかでなし、と返答し⁽⁸⁾、（三）に前向きな回答をした他は、積極的な姿勢を示さなかった。特に（二）について、蔣作賓は9月7日の会談の際、「満洲問題を不問に付す」考えを伝えてはいたが、それも日本側が中国側三原則を承認することが前提で、しかもその三原則に「九・一八以前の状態への恢復」を盛りこんでいたことから分かるように、「満洲国の存在を尊重」することは承認し難いことであった。折しも日本軍の華北分離工作は一段とその露骨さを増し、蔣介石は「外交の常軌を恢復する」こと、特に「華北の戦時状態を解除する」ことが日本側三原則を協議するための前提条件であるとの考えを固める⁽⁹⁾。策定に3カ月以上もの時間を費やした「広田三原則」による国交調整は、中国側への提示早々行き詰まってしまった。

中国側が日中関係改善のための諸原則を東京で提示していた頃、華北では新たな動きが顕在化し始めた。

8月19日支那駐屯軍司令官に着任した多田駿

は、9月24日、日本人記者団との昼食会の席上、談話形式で声明を発表した。いわゆる「多田声明」である。「日満支共存の素地をなす北支のいはゆる明朗化は北支民衆の力により徐々に達成さるべきものであるがこれを阻害する国民党部及び蔣介石政権の北支よりの除外には威力の行使もまた已むを得ないであらう」と、国民政府への武力行使も辞さないとの考えを示したうえで、支那駐屯軍の「対北支態度」は、「(一) 北支より反満抗日分子の徹底的一掃、(二) 北支経済権の独立（北支民衆の救済は北支財政を南京政府の隷属下より分離せしめるの外はない）、(三) 北支五省の軍事的協力による赤化防止の三点」で、これを実現するためには「北支五省聯合自治体結成への指導を要す」と述べた（『東京朝日新聞』、9月25日）。国民政府からの華北5省分離を宣言したもので、ここに本格的な華北分離工作の狼煙が上がった。北平駐在の若杉要（大使館参事官）は、「軍側ノ意向ハ……究極ニ於テ政治的ニモ財政経済的ニモ南京政府ノ羈絆ヨリ離脱セル北支五省ノ聯合自治体（事実上ノ独立）ニ導カントスル」ことにあるようで、「多田声明」は「最簡明ニ其ノ要旨ヲ尽シ居ルモノ」と指摘していた⁽¹⁰⁾。

この「声明」内容を裏付けるかのように、何応欽が西安の蔣介石に宛てた10月7日付電報は、土肥原賢二（奉天特務機関長）、高橋坦（大使館付武官補佐官）が張垣に入って秦徳純（察哈爾省政府主席）、蕭振瀛（軍分会委員）と会談し、「(一) まず聯省自治を声明し、華北を事実上中央から離脱させ、(二) 第二ステップとして次第に華北の独立組織を実現する」よう迫っていることを⁽¹¹⁾、また8日付は、「瀋陽の諜報」として関東軍が軍事委員会北平分会（以下、「軍分会」と略す）撤廃を画策しているとの情報を伝えていた⁽¹²⁾。

南京では須磨弥吉郎（南京総領事）が、「華北は満洲と接壤し、日中関係上特殊な位置にあり、中国のその他の省と同一の制限を受けてはならな

い」旨述べ⁽¹³⁾、さらに、9日、商震（河北省政府主席）と会談した多田は、「日中両国にとって共同防共は急務であるが、中央政府とは協力できないため、まず、華北各省に自治をさせて日本側と共同で進めるとともに、華北における中央の税収を截留し、防共費用に充てる」ことや、蔣介石が「既往の党の主張を放棄するなら」協力することもできるが、そうでなければ「絶対に接近することはできない」ことなどを語っていた⁽¹⁴⁾。12日には土肥原が北平に入っている。

10月13日から14日にかけて、大連星の浦で年初に続く2回目の武官会議が開催された。板垣征四郎（関東軍参謀副長）は7日、極秘裏に天津に飛び多田、高橋らと出先の態度を打ち合わせている⁽¹⁵⁾。出席者は岡村寧次（参謀本部第二部長）、板垣、多田、磯谷廉介（大使館付武官）らで、主目的は「広田三原則」の周知であったが、実際には華北分離工作実施の打ち合わせという色彩が濃厚であった。

日本軍が華北分離工作进行を積極的に進めているとの情報を各方面から得ていた国民政府は、大連会議に強い警戒心を抱き、情報収集を急いだ。

15日、商震は、関係筋から会議内容に関する情報を得た。国民政府の「親日政策」に隠されている一面抵抗・一面交渉の態度を徹底的に排除すること、華北を日中経済提携の特殊地帯とすること、中国側に華北における一切の「不安分子」を除去させること、これらを承諾しない場合は華北を中央から離脱させること、財政関係の断絶を中央軍撤退に続く第二の目標とすることなどで合意した⁽¹⁶⁾というものであった。商震はこの情報を確認すべく、16日、天津に戻った多田と会談し、多田本人から以下のような内話を得た。

(一) 各武官はみな中日共同防共〔防赤〕および華北民衆の救済を希望しており、赤匪が四川から甘肅、そして陝西に入り、もし山西に至れば、華北は收拾困難となるだろう。(二) 経

濟提携を望んでおり、先ず華北の政治組織を改善すべきで、如何に改善すべきかについては、華北の有力者が自発的に計画し、速やかに目的を実現する。(三) 華北の収入は、華北で使用することを希望する。(四) かかる方法は、決して華北をして中央に反抗[違抗]させるものではなく、共同防共することであるが、中央が了解しない場合は、武力によって制裁を加え、日本は座視しない。(五) 河北省政府は藍衣社などの不安分子を厳重に取締まるよう希望する⁽¹⁷⁾。

商震は上記内容に「華北の実力者を煽動して、別の組織をつくろうと企図している」とのコメントを付して蒋介石に報告した。高橋は、第二十九軍の幹部に「華北五省の聯合自治を促進すること」が決議されたと洩らしている⁽¹⁸⁾。

18日、須磨は南京に立ち寄った岡村と会談し、大連会議に関する次のような発言を記録に留めている。

今回ノ対策三項ニ止ラス今後広ク各般ノ事項ニ付腹ヲ合せ行クコト必要ナルカ之カ為ニハ今回ノ三項成立前ニ最モ問題トナリタル基本四項ナルモノ即チ大体支那ハ統一セラルヘキモノニ非ストノ見解カ最モ根本ナルヲ記憶スルノ要アリ此ノ点大連會議ニテハ問題ノ焦点トナリ出来上リタル三項目ヨリモ右ノ基本諒解ヲ書キ物ニシ置ク必要アリトノ主張多カリキ⁽¹⁹⁾

要するに「広田三原則」よりも、「支那ハ統一セラルヘキモノニ非ス」を含む「基本四項」の方がより重要で、まずこれを根本原則として文書化すべきだという意見が相次いで出されたというのである。「統一セラルヘキモノニ非ス」とは、中国が統一に向かっている、つまり国民国家建設が進展しているという現状を意識した上で、それを積極的に阻止しようという意志の現れであったと言える。また、「基本四項」の第二項には、「蒋介石等人ヲ対象トスルコトハ彼等ヲシテ之ニ乗セシムル虞アリ却テ不利ナル結果トナルコト」⁽²⁰⁾とあり、

華北分離工作が後の「国民政府を相手にせず」という第一次近衛声明と近似した対中認識下で強行されていた点が注目される。

このように大連会議では、「経済提携」のために財政的に華北と国民政府との関係を断ち、国民政府から独立した新たな「政治組織」を樹立して、「特殊地帯」とすることが申し合わされた。要するに「多田声明」の確認であった。大連滞在中、岡村はこの8月に着任した松岡洋右（満鉄総裁）と会見して華北経済について協議を重ね、さらに、引続き関係者が「新京」に参集して日中経済提携、華北産業開発などに関する会議を開催していた。経済的利益を確保するために華北を分離することが必要不可欠と認識されるようになっていたのである。

大連に引続き天津、上海において武官会議が、また、守島伍郎（東亜局第一課長）出席のもと上海、天津において公館長会議が開催され、東京と出先との意見調整がほぼ終了した10月下旬、灤州事件をめぐって事態が動き始めた。

Ⅲ. 「申合」から「協定」へ

10月29日午前11時、清水董三（大使館参事官）が川越茂（天津総領事）の公文書を携行して商震を往訪した。文書は「管轄域内の各種排日満機関の存在および活動を一律に禁絶」することを求めたものであったが、ここには注目すべき一節が盛り込まれていた。

冒頭、「平津地方における国民党部および藍衣社等一切の反日抗満機関の弾圧は、過般の華北事件に際し、貴国側が誓約した所である。しかしその後、灤州事件の調査およびわが方その他屢次調査の結果によれば、右記誓約にもかかわらず貴国側の排日満機関は……」⁽²¹⁾と述べ、華北事件の際の「誓約」、つまり「梅津何応欽協定」を持ち出し、中国側はこれを履行していないと抗議したのである。

そもそも「誓約」成立プロセスにおいて外務省は、中国側の斡旋依頼に対し「外交交渉によることなく軍部出先と交渉」するよう回答し、中国側の申し入れを断っていた。にもかかわらず、今回は公式の外交ルートを通じて、中国側は誠意をもって「誓約」を履行していないと非難したのであった。公式の外交手続きを踏んでいない「誓約」を公式外交の場に持ち出したことによって、結果的に公式外交の非公式化を進めることになったと言える。

清水に続いて同日正午、酒井隆を代表して中井増太郎（参謀）が、高橋坦とともに商震を往訪し、支那駐屯軍司令官への謝罪、犯人逮捕への一層の努力を要求するとともに、北平市長の罷免、軍分会および附属機関の廃止を勧告した。前者については、袁良（北平市長）が「何委員長梅津司令官の協定」を履行していないどころか、党部・藍衣社などを庇護し、日中関係を悪化させたことを、後者については、「軍分会は華北事件の責任者で、他の機関に率先して何梅協定を履行する義務があるのにもかかわらず、履行していないどころか、反満抗日に関する秘密活動を続けている」ことを、それぞれ勧告理由とした。高橋は、日本側が軍分会の廃止を求めていることを商震から国民政府に伝えること、「何梅協定」の際のように早急に解決することなどを改めて要求し、最後に中井は「重大な決心を持っており、効果なき場合は、最後の断固とした措置も辞さない」と言い放った²⁴。

ここで、日本側が「協定」という言葉を使用している点が注目される。従来、「申合」、「誓約」、「了解」などと表現していた何応欽の口頭受諾を「協定」同様の「法的」拘束力を持つものとして位置づけ直したことを物語っている。同日支那駐屯軍司令部が発表した「声明」も「本年六月何応欽氏と梅津軍司令官との間に誓約された北支協定は……北支の明朗化を所期したものである」と述べ、「北支協定」という表現を用いていた（『東京

朝日新聞』、10月30日）。そして、灤州事件をめぐる日中交渉を綴った外務省の記録を辿ると、僅か20頁ほどの叙述の中で「誓約」から「北支協定」へ、ついには「梅津、何応欽協定」へとその記述方式が大きく変わっていったことを確認することができる²⁵。要するに「梅津何応欽協定」なる語とは、灤州事件を口実に日本側が「反日抗満」と決めつけた中国側要人や機関を華北から排除する過程で用い始め、定着させていった名称だったのである。

IV. 「冀東防共自治委員会」の発足

11月3日、袁良は北平市長職を辞し、6日、行政院は後任に秦徳純を、察哈爾省政府主席に蕭振瀛を任命した。この人事異動は、すでにこの8月、秦徳純が廬山に蒋介石を訪ねた際に固められていたものであり²⁶、敵に利用されないためにも早期に実施する必要があると何応欽が説いていたものであった²⁷。翌7日、中国外交部は、10月29日の件につき有吉明（大使）に対して「日本軍人の河北省政府に対する勧告は、多分に内政干渉の嫌いがあり、外交の常軌を逸するもので、両国の友好関係の進展を妨碍するものである」と、日本側の要求を「内政干渉」であるとして厳しく非難した²⁸。

同じ頃、支那駐屯軍は「反日抗満的」と認定した中国人を次々と逮捕し始めた。10月28日、日本憲兵隊員19名が天津新聞検査所に押し入り、王凡副主任ら5名を海光寺の軍司令部に連行、石井嘉穂（参謀）は王に対して「香河事件は真正の民衆運動であるのに、なぜしっかり宣伝しないのか」と問い詰めるなどしていたほか、10月29日には年光堯（天津市商会執行委員）が、翌30日には李銘（天津市社会局第二股主任）が、それぞれ「藍衣社の関係者」との理由で逮捕され（『申報』、11月4日）、11月9日時点で平津地域で身柄を拘束された中国人は30～40名にも上っていた（同、11月10日）。9日、外交部は有吉に主権侵犯であると

して嚴重抗議しているが（同、11月12日）、もはや公式の外交ルートによる抗議で華北の現状が改善されるような状態ではなかった。

同時に、豊台事件で頓挫した「自治運動」が再燃化した。同事件で敗走した白堅武は、馬蘭峪に潜入し、豊潤、遵化、玉田など戦区内で匪賊をかき集め、「華北自治救国軍」を組織し、暴動を計画（『申報』、10月8日）、また、袁文会は天津日本租界で「華北軍第一路司令部」を組織していた。さらに、石友三、劉桂堂、郝鵬らも日本租界での活動を活発化させていた（同、10月20日）。

こうした中で、10月20日、停戦ライン上の香河で武宜亭・安厚齊らが率いる農民約千名（日本人浪人含む）が減税要求を口実に県城を包囲、保衛団との武力衝突の末、農民が城内になだれ込み、県政府、公安局を占拠するという事件が起こった（香河事件）（『大公報（天津）』、10月22日）。省政府は23日、行方が掴めなくなった趙錫元県長に代えて劉耀東（参議）を県長代理として派遣したが、身柄を拘束されてしまった（同、10月25日）。その後11月12日、戦区保安隊が入城、武宜亭ら首謀者が逃亡し、15日、新県長・梁季述が着任したことで漸く事態は収束に向かったが、この事件の陰にも大迫（通貞）機関の存在があった⁸⁷⁾。

香河での事態収拾が進まない中、支那駐屯軍は11月4日から7日にかけて平津一帯で大演習を実施、引続き12日には唐山で演習を行い、同地域の軍事的緊張を一層高めた。さらに、13日、錦州駐屯の松井旅団が山海関に移動を開始し（『申報』、11月15日）、16日には承徳の川岸旅団が長城線へ南下し始めた（同、11月19日）。また、秦皇島には日本の軍艦3隻が現れた（同、11月16日）。20日、村上大隊歩兵480名が山海関から天津に到着、第三遣外艦隊第十五駆逐隊駆逐艦二隻も旅順から塘沽に移った（同、11月21日）。26日、山海関から日本兵600名が天津に、110名が北平に移動したことも確認されている（同、11月27日）。3日に

は日本租界三井埠頭を目指して第十四駆逐隊の駆逐艦が塘沽から海河を溯航していた（同、12月4日）。さらに、日本軍機は連日平津上空の偵察飛行を実施、これに加え支那駐屯軍は中国側の強い反対にもかかわらず建設を強行していた飛行場（天津東局子）を竣工させ、軍用機50機が陸軍と合同大演習を行うとの情報も流れていた（同、11月30日）。当時天津近辺は「いたるところ危機をはらみ、一触即発の状態」⁸⁸⁾であったという。このように、日本軍は陸海空から華北地域に軍事的圧力を加え、力づくで華北分離を実現させようとしていた。

山海関への関東軍の移動という事態に、蔣介石、何応欽は、宋哲元（平津衛戍司令）に対して「隱忍自重」を求めたが、17日、宋哲元は、日本側が（一）地方自治、（二）中央からの離脱を要求して来ており、現在これを拒絶しているが、「力は薄弱で、暫らくしか持ちこたえることができない」と訴え、一刻も早く「大官」を北上させるよう要請した⁸⁹⁾。

また、16日、花谷正（関東軍参謀）が南次郎（関東軍司令官）を代表して済南に韓復榘（山東省政府主席）を訪ね、「聯合防共委員会」に参加するとともに、20日平津（北平・天津）に赴き宋哲元、商震と共同主宰するよう要請した⁹⁰⁾。

20日北平で華北将領が会合するとの情報に接した何応欽は、商震、韓復榘らに北平に行かないよう、また、宋哲元に対しては会議を阻止するよう指示した⁹¹⁾。商震、韓復榘共に動く意志のないことを表明、さらに21日、中井増太郎が、保定で入院中の商震に面会し、速やかに平津に赴くよう求めたが⁹²⁾、商震はこれにも応じる姿勢を示さなかった。また、土肥原は、19日北平を離れ天津に向かった宋哲元を追って「自治」を迫ったが、宋は理由をつけて返答を避けた⁹³⁾。21日、蔣介石が派遣した石敬亭（軍事参議院参議）は、天津で宋と会談し、その「態度が極めて良好」なことを確認

している³⁴⁾。

かくして、「華北自治」は行き詰まり、土肥原は11月24日、殷汝耕に通州で「本日より中央から離脱し、自治を宣布し、聯省自治の先声を樹て」る旨の「自治」宣言を発表させ³⁵⁾、翌25日、殷を委員長とする「冀東防共自治委員会」を成立させた(12月25日、「冀東防共自治政府」に改称)。

殷汝耕は、灤榆区行政督察專員に就任後、灤榆・薊密両区の合併を模索(『大公報』, 10月12日)、また、儀我の後任の竹下義晴(山海関特務機関長)との間で、戦区の各県政府が日本人連絡員を招聘すること、灤榆区内の各学校で日本語の授業を増やすこと、師範学校および中学校が日本人教師を招聘することを決めるなど「親日満化」を進めていた(『申報』, 11月21日)。

殷汝耕以下の委員会の構成は、

委員：池宗墨、王厦材、殷体新、張慶余、張硯田、趙雷、李海天、李允声

秘書長：池宗墨、外交処長：霍実、財政処長：趙從懿³⁶⁾

で、委員は殷汝耕の部下と戦区保安隊の隊長で占められていた。管轄範囲は戦区22県、人口約600万、河北省税収の二割強を占める地域であった。寧河、宝坻、香河、昌平の4県は戦区内ではあったが灤榆・薊密両督察專員公署の管轄範囲ではなかったため、その行政範囲を拡大したことになる。「防共」、「自治」、「親日満」政権の樹立を掲げた華北分離工作は、結局のところ塘沽停戦協定によって国民政府による主権行使を長らく制限してきた戦区という特殊な地域で実現したに過ぎなかったのである。

V. 南京と東京

西安から開封に入った蔣介石は、10月12日、「対倭作戰総綱」を起草³⁷⁾、翌13日、自ら太原に足を運んで日本軍が取り込みを図っていた閻錫山(太原綏靖公署主任)と会見し、閻の「公明な態

度、堅い意志」を確認する³⁸⁾。蔣は15日までに「山西、綏遠は決して日本側の圧迫や誘惑に屈することはない」という認識を持つに至った³⁹⁾。同時に蔣は10月中旬と11月上旬の二度にわたって熊斌(参謀次長)を平津、山東に派遣し、宋哲元、商震、韓復榘らに政府の方針を伝達させるとともに華北問題について協議させ、華北の実力者との連絡強化を図った。

閻錫山は10月26日南京に入り、国民党第四期中央委員会第六次全体会議(六中全会)および国民党第五期全国代表大会(五全大会)に出席した。六中全会開幕日の11月1日、汪兆銘は狙撃され重傷を負う。3日、孔祥熙(財政部長)は、財政部布告を発表、翌4日、幣制改革を断行し、経済統合に向けて大きな一歩を踏み出した。

11月12日、五全大会が開幕し、蔣介石は19日の第四回会議で外交方針演説を行った。「九・一八事変勃発以来、上海事件、華北事件が次々と起こり、全国は極度の煩悶と苦痛の中にある」と語り始めた演説は、明らかに日中関係、とりわけ深刻な事態を呈していた華北を念頭においたものであった。蔣は、演説が終盤にさしかかったところで、「主権を侵犯しないことを限度に各友好国との政治的協調を謀り、平等互惠を原則に各友好国と経済合作を謀る」と述べ、さらに「和平が完全に絶望の時期に至らない限り、決して和平を放棄してはならず、犠牲が最後の関頭に至らない限り、軽々に犠牲を口にしてはならない」、「最後の犠牲の決心を抱くことを、和平のための最大の努力とし、国家の礎を固め民族を復興するという目的を達成することが、本党建国の唯一の大方針であると深く信ずる」⁴⁰⁾と訴えた。外交的努力をぎりぎりまで諦めない決意を表明するとともに、「最後の関頭」、「最後の犠牲の決心」という言葉を用いていることから分かるように、日本に対する譲歩の限界が次第に近づきつつあったことを明らかにしたのである。すでに国民政府の首脳間では「6

月に我々の譲歩は限界に達した」との認識が共有されていた⁴⁴¹。

11月20日、蔣介石は南京の陸軍軍官学校で有吉と会見し、「華北人民はみな中央を支持し、華北の軍隊はみな余の命令に従っており……華北に問題などない」と述べ、また有吉が「華北自治運動は事実である」と指摘したのに対して、蔣は「いわゆる華北自治運動は日本側の策動である」と厳しく非難した。同席した張群も「土肥原が総顧問になりさえしなければ事態は終息する」と言い添えた。会談の終りに蔣介石は、軍分会を廃止すること、「大官」を北平に派遣することなど国民政府の対応策を伝えた⁴⁴²。

有吉は、同会談内容と翌21日来訪した唐有壬（外交部次長）の内話を踏まえつつ、東京に対して「支那側ヲシテ提案ノ内容ヲ明確ニセシメ且ツ之カ実行ニ対スル先方決意ノ程度ヲモ検討シタル上我方ニ満足スヘキモノナルニ於テハ之ヲ採用シ依テ北支事態ノ和平的解決ヲ計ル」ことが得策であると意見具申したが⁴⁴³、外務省は、「北支ニ於ケル我方工作ハ今後モ南京側ノ態度等ヲ見ツツ或ハ急ニ或ハ又緩ニ之ヲ進メ行クコト」が肝要で、「或ル程度既成事実ヲ作り置クコト」が「得策」であり、「宋哲元辺リヲシテ軽度ノ自治宣言ヲ発セシメ」るよう指示した。さらに、有吉との会談の際、蔣介石が「この機会に貴大使と華北問題だけではなく大局全体について相談したい」と提起したことに対しては、「支那側ニテハ我方三大原則ニ付話合ヲ遂ムヘシトノ名目ニテ其ノ実北支收拾策ニ関スル話合ニ我方ヲ引スリ込マントノ魂胆ニ出テ居ル」との判断を示し⁴⁴⁴、東京・南京間の公式外交ルートでは華北問題を話し合わない姿勢を示した。

もちろん、この方針は東京においても実行された。重光葵（外務次官）は、支那駐屯軍の動きを「速やかに有効に制止」するようにとの丁紹伋（代理大使）の申し入れに、真面に取り合おうと

はしなかった。この丁の申し入れは、中井が商震に対して「平津に赴いて華北自治組織について協議する」よう求め、「外務省と軍部は一致主張している」と述べたことを受けたものであった⁴⁴⁵。工作の緩急、「自治」の程度などについては出先軍と若干の相違が認められるものの、外務省は華北分離工作を積極的に支持しており、6月時点の側面協力的な姿勢とは明らかに異なっていた。

11月26日、行政院第239回会議（孔祥熙、何応欽、朱家驊、唐有壬ら出席）は、（一）北平軍分会を廃止し、その職務を軍事委員会が直接処理すること、（二）何応欽を行政院駐平弁事長官として特派すること、（三）宋哲元を冀察綏靖主任に任命すること、（四）河北省政府に殷汝耕を免職し、逮捕するよう命令を発することなどを決定（『申報』、11月27日）、張群（湖北省政府主席）と陳儀（福建省政府主席）が、有吉と磯谷のもとを訪れ、同決議への理解を求めた。

しかし、日本側はこの決議、特に（二）と（四）に猛反発した。須磨弥吉郎は、唐有壬に対して、「何応欽ニ行政院駐平弁事長官等ノ名義ヲ附シ如何ニモ華北モ行政院ニ於テ直轄スルモノナル点ヲ表面ニ現ハサントシ居ルハ華北ノ特殊事情ニ基ク大勢ヲ無視スル措置」⁴⁴⁶であると激しく抗議した。また、日本軍は、27日早朝、列車を監視するためと称して豊台駅と広安門駅を占拠する挙に出た。中国側の抗議により翌28日、日本兵80名が撤兵したが、豊台駅には29日まで10名前後の兵士が残留し続けた（『申報』、12月2日）。このような露骨な軍事的圧力を背景に、土肥原や高橋らは「自治を宣言」するよう執拗に宋哲元に迫り⁴⁴⁷、宋は冀察綏靖公署主任の辞退を表明することで緩和を図ろうとした。外務省も国民政府の対応に不満を示し、29日、有吉に対して「何彼ト難癖ヲ付ケ……結局北支ニ於ケル或程度ノ自治ヲ認メシムル様誘導スル」ことを訓令した⁴⁴⁸。有吉は、東京の判断に対して「我方ニ於テ之ヲ固執スル場合ニハ南京

側トノ話合ハ決裂ノ外ナク恐ラク実力ニ訴ヘテ之
カ実現ヲ計ラサルヘカラサルノ破目ニ立至ル」⁴⁹⁾
と、東京の強引な姿勢に危機感を強めた。

VI. 北平弁事長官公署の設置構想

11月26日の行政院会議の決議発表後、一層激しさを増した日本側の圧迫に危機意識を深めた蕭振瀛、秦德純は、改めて蒋介石に対し直ちに何応欽を北上させるよう求めた。29日、蔣は、何を行政院駐平弁事長官として北上させることを決心、日本が猛然と反発する中、何は翌30日、陳儀、熊式輝（江西省政府主席）、殷同（北寧路局長）らを伴って北上を開始した。国民政府首脳が、華北分離工作の行き詰まりによって日本側に足並みの乱れが生じ始め⁵⁰⁾、しかもロンドン海軍軍縮会議の開会を控えた今こそが⁵¹⁾華北事態収拾の絶好のタイミングと判断したことは容易に想像できる。

この時、蒋介石、林森（国民政府主席）および五院院長間で次のような方針が固められていた。

- （一）もし情勢が許せば、（何応欽が）行政院駐平弁事長官に就任する。それができないなら西南政務委員会の現状を参酌し、冀察政務委員会を設置する。
- （二）冀察政務委員会は北方の特殊情勢への適合を基準とし、委員は中央が任命し、宋哲元を委員長とする。
- （三）冀察の一切の内政、外交、軍事、財政は必ず正常な状態を保ち、中央の法令範囲を越えてはならない。
- （四）自治という名義と独立状態は絶対に避ける⁵²⁾。

ここでは（一）の「行政院駐平弁事長官」（以下、弁事長官）について少し詳しくみておくことにしよう。これは、「何応欽を行政院駐平弁事長官として特派する」という26日の行政院会議決議で公になった地方官である。この弁事長官（公署）の設置目的や施政方針は、「行政院駐平弁事長官

政制要綱」⁵³⁾の「施政要旨」に示されている。

まず、目的については、第一項において、

本職制は本来北方情勢に対応して設立するものである。故にその職権は、環境に適応して全権処理できるよう規定することが重要であると説明されている。日本軍が強行している華北分離工作に対応するための措置であり、その特殊な環境ゆえに「全権処理」する権限を付与としている。この権限について、「施政要旨」は、財政における「相当な支配権」（第五項）や「中央直轄機関の人事、行政に対する指揮、監督」（第六項）を明示している。また、施政の重点は「特に経済、建設、農工業の振興」に置くとしており（第二項）、これを具体化するためにも財政面での権限が必要と考えられたのであろう。その他、派閥を排除した有能な人材の登用（第三項）とともに、「党務の暫時活動停止」（第四項）も明記されており、日本軍への配慮がうかがわれる。

弁事長官の具体的な権限と長官公署の機構組織については、この「施政要旨」に基づく「官制大綱」に示されている。まず、第一項は、

行政院は北平に駐平弁事長官を置き、北方各省・市の行政事務を指揮、監督すると規定し、それが行政院の直轄下にあることを明示している。しかし、管轄区域については、「北方各省・市」とあるのみで具体的には示していない。ただ、「各」という文字からは、それが複数の省・市を管轄する予定であったことを読み取ることができ、流動的な華北分離工作の行方を見定めながら、管轄範囲を柔軟に伸縮できる余地を残そうとしていたものと推察される。

これに続く、第二項から第六項までが弁事長官の権限に関する規定で、「行政事務を執行し、改良すべき事項については命令を發布し規則を制定する（但し行政院に報告すること）」権限（第二項）、「北方の軍・警察・保安組織を制御する権限」（第三項）、「北方の渉外事項を処理する権限」（第

四項),「北方の建設事項を監督,管理する権限」(第五項),「北方における中央直轄機構を監督する権限」(第六項)が網羅されている。行政のみならず軍,警察から対外交渉,建設,人事にまで及ぶ極めて広範で強大な権限を有する地方官であったことがうかがわれる。

第七項以下は,弁事長官の下に置かれる弁事長官公署についての規定となっている。秘書処(機要科,人事科,庶務科,会計科,交際科),参議庁,政務処(内務局,外務局,財務局),軍務処(軍事局,経理局),建設委員会を設置し,日常の業務を処理するが,必要に応じて「各種専門機関」を置くことができる。総参議,参事官[参賛],顧問,参議各若干名を置き,長官を補佐する。本公署各処は処長を,各局は局長を,各科は科長を置くとともに必要に応じて秘書,技師,専員,技士,科員,事務員,雇員を置き,事務職掌を分担する。なお定員については弁事長官がこれを定める。

このような強大な権限を有した弁事長官および弁事長官公署の設置は,軍分会への統合を前提に北平政務整理委員会を廃止するという蒋介石の8月段階の構想にまでさかのぼることができる。そもそも軍分会自体,中尉以上で500名近くを擁する巨大な機関で,「管轄区域内の各省の軍政,軍令,国防,綏靖」から外交団との交渉に至るまで幅広い業務を担当していた⁵⁴⁾。まさにこれに,行政面の権限を新たに付与したものが弁事長官であり弁事長官公署であった。すでに22日,蒋介石は,同日行われた唐・有吉会談の内容を沈鴻烈(青島市長)らに伝える電報の中で,「中央は有力な機関を設置して大官を派遣し,軍民両政および中日間の一切の事件を処理させる」⁵⁵⁾ことを明らかにしており,遅くともこの時までには弁事長官の権限や弁事長官公署の組織概要が固まっていたものと推察される。華北分離工作が激化する中で軍分会廃止に追い込まれた国民政府は,日本側の要求

を汲み取りつつ,その華北5省の「自治」工作を呑み込んでしまうような,相当思い切った対抗措置を取ろうとしていたと言えよう。但し,華北での経験が豊富な何応欽が長官に就任することを大前提としたものであった。

さて,南京を出発する直前,何応欽には,先に見た「政制要綱」を踏まえ,さらに華北をめぐる日中関係に焦点を絞った,次のような6項目にわたる「職権」が与えられた。

- 一, 北方における目下の急務は防共である。共匪は国軍の包囲討伐により主力は敗北したが,余孽は各地に出没して擾乱を起こし,すでに陝西・甘粛に及んでいる。万一満蒙辺境に及んだ場合,掃蕩はより困難となる。共同防衛の策を立てて徹底的な肅清の成果を収めるべきである。
- 二, 幣制改革以来,河北の人民は,現銀が悉く南京・上海に移送されると思っているが,実際にはわが国の国土は広大で,現銀を一つの地域に集中させる必要はない。故に政府は各重要地域に分庫を設立して各地域紙幣の準備とするよう命じた。且つ中央,中国,交通の各行は北方に遍く設置されていないため,急激な実行は實際上不都合な点もあるかもしれない。適地適作の責任は政府にあり,試行の結果民衆に不都合であれば適宜修正を加えることも妨げない。
- 三, 関内外の人民の往来は盛んで,経済関係は極めて密接である。実際の需要を踏まえて円満な連絡を謀る。
- 四, 近年来民生は困窮し,産業は衰微しており,扶植,啓発は一刻の猶予も許されない。財政状況を考慮しつつ生産,建設に従事し,民生を豊かにする。
- 五, 当地の対外懸案は合理的条件のもと現地解決を謀り紛糾を根絶させる。

六、地方の改善については、できるだけ民意を取り入れ、有能な人材を選んで随時実施し、合理的な政治の建設と人民の福祉の増進を期す⁵⁶⁾。

要するに、共同防共（第一項）から、幣制改革の一部見直し（第二項）、関内・関外間のスムーズな関係整備（第三項）、生産・建設の重視（第四項）、合理的条件のもとにおける対外案件の「現地解決」（第五項）、有能な人材の登用（第六項）に至る、広範な裁量権が委ねられたのである。このうち後半の3項目は「施政要旨」や「官制大綱」においても確認できるが、前半の3項目は新たに挿入された内容となっている。また、第一項と第三項は、それぞれ「広田三原則」の第三項と第二項を念頭に置いたものであったことが確認できる⁵⁷⁾。

30日、須磨と会談した唐有壬は、これを「北支対策」として伝えた。ただ、日本側記録では、第四項は、生産・建設の重視ではなく、「特殊事態ニ適応セシムル為北支財政ニ対シ相当ナル支配権ヲ行フノ権限ヲ与フルコト」⁵⁸⁾となっている。これは「施政要旨」第五項に該当する内容である。また、日本側記録には、唐は説明の際、「日本側各方面ノ趣旨ヲ容レ先ツ河北省ニ対シ実質上自治ト異ラサル施政ヲ実現スヘク結局大体西南ニ於ケル政治分会様ノモノヲ設クルコトナル」旨述べたと記されており、華北5省ではなく、河北省1省に限定実施すると伝えている点に注目しておきたい。この後、日本側は、この6項目の「職権」を、「北支ノ実権者ニ或程度委スコト可然」⁵⁹⁾、つまり宋哲元に移譲するよう求め、華北事態収拾の一つの焦点となってゆく。

さて、以上が、駐平弁事長官および弁事長官公署の概要であるが、これは「たとえ華北5省の自治が迫られても、何部長の指導による対応であればかなり適切」⁶⁰⁾であるとの評価を受けていた何

応欽の就任を大前提としたものであって、それが不可能と判断された場合には、西南政務委員会に倣って「冀察政務委員会」が設置されることとなっていた。実際、(二)から(四)までが冀察政務委員会設置に関するガイドラインとも言うべき内容となっており、何の弁事長官就任の可能性はあまり高いものとは考えられていなかったことがうかがわれる。そのためもあってか、中国側は事前に、「西南ノ如キハ表面独立ノ形ナルモ法律、税制、外交及行政上ノ任命等ニ至ル迄中央ノ統制ニ服シ」ており、「北支ノ特殊事態ト言ハルルモ西南以上ノコトトハ成リ難」い⁶¹⁾、つまり、冀察政務委員会設置の場合であっても、国民政府の地方行政機構の枠を超えることはない、と日本側に釘を刺していた。

VII. 冀察政務委員会の設置

11月30日午後6時45分、長江を挟んで南京の対岸に位置する浦口を発った何応欽一行は、徐州で二手に分かれ、何応欽と熊式輝は隴海線、平漢線を経て保定に、陳儀は津浦線をそのまま北上し済南に向かった。12月1日、汪兆銘が行政院長、外交部長の職を辞した。

この日、陳儀、殷同は、韓復榘と会見、翌2日、天津に到着し、多田駿ら日本軍関係者との会談に臨んだ。多田は、「中央部の企図を受けて協議、処理しようとしても、緩和することは全くない」と述べるとともに、蔣介石が「もし日中提携政策を実施するなら、まず反日的な欧米派を一掃する必要がある」と、国民政府中枢の人事にまで言及した。陳儀は、多田の態度は予想以上に強硬であったとのコメント付して報告している⁶²⁾。

他方、何と熊は2日保定に到着、商震、鮑文樾（前軍分会弁公庁主任）および宋哲元が派遣した門致中、雷寿栄らと会談し、翌3日午後6時20分、北平前門西駅に到着、宋哲元、秦徳純、蕭振瀛、張自忠をはじめ各界の代表五百名以上の歓迎を受

けた（『申報』、12月4日）。何応欽は直ちに中南海居仁堂に入り、事態収拾に取りかかる。同日午後10時、秦徳純、蕭振瀛を伴って居仁堂の何を往訪した宋は、（一）他人に屈服しない、（二）中央の命令に絶対に服従する、（三）秘密協定は絶対にないことを説明（『大公報』、12月5日）、これに対して何応欽は、「今次来訪は専ら時局問題の解決を助けるためであり」、弁事長官就任が目的ではないことを告げた⁶³。

もとより何応欽は、自ら弁事長官に就任して北平に留まることには極めて消極的であった。華北での日本軍との交渉が如何に困難を極め、精神的に過酷な任務であるのか、北平滞在中の経験を通して熟知していたことに加え、華北行政機構の簡素化、統一化による外交の一元化を強く主張していたからである。6月13日に北平を離れて以降、繰り返し蒋介石や軍分会の帰任要請を受けていたのにもかかわらず、北上を固辞し続けた理由もここにあった。今回は華北の危機的状況を受けた半年振りの北上であったが、北平到着の翌日、周永業（前軍分会副組長）と会談した高橋坦は、「何部長が当地に長く留まるなら、衝突が起こり、地方は混乱状態に陥る」、支那駐屯軍側の意見は「何部長が即刻北平を離れることがよい」というものだ、「何梅協定の精神に基づけば、何部長は直ちに北平を離れるべきだ」⁶⁴などと述べ、何応欽の早急な北平立ち退きを求めるとともに、「華北自治」に水を注す中国側の動きを強く牽制した。陸軍中央は「何応欽等南京要人ヲシテ北支時局ヲ処理セシムルコトハ極力之ヲ排撃」する⁶⁵よう出先に指示を出していた。周の報告を受けた何は、自らが長官を務める弁事長官公署設置による事態収拾が不可能な環境にあると判断し、直ちに後事を宋哲元に委ねる方向で調整に入った。一方、連日日本軍から圧力を受け、精神的に疲労困憊にあった宋哲元は、何応欽に休養願いの書簡を送り、5日北平市内を離れ、6日頤和園養雲軒に移った。

これ以降、秦徳純と蕭振瀛が何と宋の連絡、調整役を務めることになる。

宋哲元が北平市内を離れたことについて、何応欽に早急な解決を迫るため、あるいは何応欽の弁事長官就任への不満を示し、自己利益の最大化を図るために「雲隠れ」した可能性は否定し得ないが、宋哲元自身が何応欽の北上を強く要請していたこと、何応欽が長官就任の意志がないことを逸早く伝えていたことなどを考慮すると、宋は何応欽の理解のもとで北平市内から郊外に居を移したと考えた方がより自然であろう。何と宋が直接談判して作成した案が日本軍によって拒否された場合、とりわけ宋が南京に歩み寄ったと判断された場合、宋哲元を委員長とする冀察政務委員会設置による事態収拾策そのものが破綻してしまう可能性があり、両者は何よりもこの最悪の事態を回避しようとしたものと考えられる。

5日、何応欽は、陳儀、熊式輝と相談した結果、「鈞座（筆者注：蒋介石）が指示した最後の方法」、つまり冀察政務委員会の設置があるのみ、との結論に達したことを蔣に報告⁶⁶、正午来訪した秦徳純、蕭振瀛に4項目の原則を説明した⁶⁷。この日、日本軍機が北平市内を旋回し、「自治」を煽動するビラを散布したほか、「北平市各自治区民衆代表」が何応欽との面会を求めて中南海に詰めかけていた。

冀察政務委員会設置による事態収拾策が固まったことを受けて、6日早朝、蕭振瀛はこれを多田、酒井ら日本軍側に説明するため天津に向かった。蒋介石は、何応欽に対して、日本側が協議に応じようとせず、露骨な圧迫を加えるようであれば、南京に戻ってもよい旨伝えていたが⁶⁸、多田らは、蕭振瀛との協議に応じ、「何部長が携行した案にほぼ同意」を示す⁶⁹とともに、30余名からなる委員名簿を手渡したという⁷⁰。この頃、上海駐在の武官が「工作ハ到底成功ノ見込ナク北支軍側ニテハ其ノ面子ヲ保ツ様如何ニ收拾スヘキヤニ困リ居

り」⁷²と洩らしていたように、日本側は事態収拾に焦りを感じ始めていたようである。多田が蕭との協議に応じた理由もここにあったと思われる。

翌7日午前、蕭から報告を受けた何応欽は、すでに起草作業に取りかかり始めていた「暫行組織大綱」の規定する冀察政務委員会の設置で、ひとまず事態を収拾することができるとの確信を持つに至る⁷³。またこの日、東京では外陸海三省間で「此ノ上欲ヲ出シ再ヒ事態ヲ荒ラクルノ不可ナル事ニ意見一致」し⁷⁴、南京サイドの収拾策を事実上認める方針が確認された。冀察政務委員会設置に向けた環境が内外で整いつつあった。

秦徳純と蕭振瀛は、8日、日本側要望を慎重に考慮しつつ作成した次のような委員名簿を何応欽に手渡した。

宋哲元、萬福麟、商震、王揖唐、劉哲、李廷玉、
齊燮元、胡毓坤、高凌霄、蕭振瀛、秦徳純、張
自忠、程克、周作民、門致中⁷⁵

これをたたき台として、何応欽は、秦徳純、蕭振瀛らと協議を重ねるとともに、南京の意向を反映させながら委員名簿を確定していった。最終的には、日本側が推していた齊燮元と河南省政府主席に転出する商震を外し、賈徳耀、冷家驥、石敬亭、王克敏を加えることで固まった。このうち周作民と王克敏は、「北方では得がたい人材」であるとして蔣介石が特に推していた人物であった⁷⁶。また、蔣は何競武を推していたが、これは土肥原の反対で取り下げられている⁷⁷。

委員名簿をめぐり何応欽と蔣介石との間で大きな意見の対立があったのは8日辞意を表明した商震の処遇についてであった。河南省への転出を考えていた蔣介石に対して、何応欽は、商震の河南省転出によって、その部隊（第三十二軍）も河南に移動することとなり、河北の兵力が手薄となって事変への対応が難しくなる、との意見を開陳⁷⁸、また、辞任を申し出た商震を直ちに河南省政府主席に任命すると、察哈爾省政府主席を罷免されて

から2カ月以上後に平津衛戍司令に任命された宋哲元の部下は、中央に不満を抱くことになるとも主張した⁷⁹。しかし、蔣介石は、商震軍の一部を河北省内に駐屯させることや副軍長あるいは師団長クラスを委員に列することで対応可能との考えを示し⁸⁰、何の意見を受け入れなかった。商震と日本軍、商震と宋哲元との関係や人事全体のバランスを考慮しての判断と考えられる。

9日、北平市内では、学生が「華北自治運動反対」、「売国外交反対」、「秘密協定反対」、「冀東防共自治委員会」反対、などのスローガンを掲げてデモ行進を行った（一二・九学生運動）。また同日、ドロン（多倫）に駐屯していた李守信軍が沽源の攻撃を開始し、察哈爾省方面の軍事的緊張が一挙に高まった（察東事件）。

冀察政務委員会の骨格が固まったことを受け、熊式輝らは10日午後、報告のため一足先に北平を離れ南京に向かった。蔣介石は、熊の帰着後、宋哲元の権限について話し合う旨何応欽に連絡した⁸¹。

11日、国民政府は、冀察政務委員会を設置し、宋哲元以下17名を委員として「特派」、宋を委員長に任命することを決定、続く翌12日、商震を河南省政府主席に、宋哲元を河北省政府主席に、張自忠を察哈爾省政府主席に、蕭振瀛を天津市長にそれぞれ任命し、華北の人事を確定した。また、この日、中央政治会議は、張群の外交部長任命を決定している。

VIII. おわりに

12月12日、何応欽、陳儀らは北平武衣庫の宋哲元邸で宋の招宴を受けた後、西直門駅に向かい、帰京の途についた。何応欽らは14日南京に到着し、ここに華北分離工作を強引に展開する日本軍と華北の分離・独立を阻止しようとする国民政府の3カ月間にわたる攻防が一段落告げることとなった。

冀察政務委員会の設置について、李雲漢氏は、

「日本の謀略戦に対する中国の勝利」⁸¹⁾と評し、劉維開氏は「日本との即時開戦を望まない状況において取り得る唯一の図存の道」⁸²⁾であったと述べている。ただ、軍分会が廃止に追い込まれ、何応欽の弁事長官就任が実現しなかった点で、国民政府の「勝利」というよりは「苦渋の選択」であったといった方がより妥当であろう。

しかし、支那駐屯軍司令官の多田駿が「北支五省聯合自治体」を結成することを、また、関東軍司令官の南次郎が「北支諸省ヲ南京政権ヨリ政治的ニモ又経済的ニモ完全ニ分離自立セシムル」ことを⁸³⁾、それぞれ華北分離工作の目標に掲げていたことから考えると、日本軍は、当初目指した「北支五省」はおろか、河北省 1 省の分離さえ実現することができず、事態收拾策として国民政府が構想した冀察政務委員会の設置、つまり国民政府の地方行政機構の枠組を認めざるを得なかった点で、華北分離工作の失敗は明らかであった。翌 1936 年 1 月 17 日に公布された「冀察政務委員会暫行組織大綱」には、国民政府が冀察政務委員会を「特設」することが第一条に明記されている。

このことは何よりも華北分離工作遂行の原動力となっていた「支那ハ統一セラルヘキモノニ非ス」、という日本側の意識とそれを支える対中認識に大きな問題があったことを浮き彫りにしている。国民党・国民政府は、11月の幣制改革に続き、12月に開催した国民党第五期中央委員会第一次全体会議で、36年 5 月 5 日の憲法草案公布、同 11 月 12 日の国民大会開催を決定し、経済・金融面に続いて政治面での統合も着実に進行していることを内外に示していた。さらに、一二・九学生運動に象徴される民衆レベルの抗日意識の高揚と拡大は、抗日民族統一戦線の形成という形での国民統合を促進してゆくこととなった。このように中国における国家統合・国民統合が進展すればするほど、逆にそれを阻止しようとすれば、より強硬な手段に訴えざるを得ない状況が日中間に形成され

ていったと言うことができよう。1 年後の綏遠事変、そしてそれから半年後の盧溝橋事件から全面戦争の勃発に至るプロセスが物語っているように、有吉が危惧していた「実力行使ノ已ム無キニ至ル」⁸⁴⁾段階が華北に到来しようとしていた。

さて、12月18日、宋哲元を委員長に冀察政務委員会が発足した。同委員会は、日中の最前線として支那駐屯軍との交渉を担い、日中が全面戦争へと突入してゆく過程に一方の当事者としてかかわることになる。この冀察政務委員会をめぐる緊迫した日中関係については別稿にて詳述することにした。

[注]

- (1) 例えば、秦郁彦『日中戦争史』河出書房新社、1961年（増補改訂版、1972年）、島田俊彦「華北工作と国交調整（一九三三年～一九三七年）」（日本国際政治学会太平洋戦争原因研究部編『太平洋戦争への道——日中戦争』上、朝日新聞社、1962年）。
- (2) 例えば、安井三吉『盧溝橋事件』研文出版、1993年。対象時期は少しずれるが、光田剛「華北「地方外交」に関する考察——塘沽協定～梅津・何応欽協定——」（『近代中国研究彙報』第22号、2000年）、拙稿「塘沽停戦協定善後交渉と日中関係」上・下（『中国研究月報』第632・633号、2000年）。
- (3) 例えば、呉相湘『第二次中日戦争史』上冊、綜合図書公司、1973年、李雲漢『宋哲元与七七抗戰』伝記文学出版社、1978年。
- (4) 抗日戦争研究全般についてはあるが、近年の中国側の研究動向については、安井三吉『柳条湖事件から盧溝橋事件へ——一九三〇年代華北をめぐる日中の対抗』研文出版、2003年の「序」が詳しい。
- (5) 臧運祜『七七事変前の日本対華政策』社会科学文献出版社、2000年。

- (6) 劉維開『国難期間応変図存問題之研究——從九一八到七七』国史館，1995年。
- (7) 「蔣作賓發外交部宛第241号電報」(9月8日)，秦孝儀主編『中華民國重要史料初編——對日抗戰時期·緒編』(三)，中央文物供應社，1981年，640—641頁。(以下，『緒編』(三)と略す。)
- (8) 「蔣作賓發外交部宛第256号電報」(10月8日)，同上，641—642頁。
- (9) 「蔣介石發汪兆銘宛電報(元午機汴電)」(10月13日)，同上，642—643頁。
- (10) 「若杉參事官(北平)發広田外務大臣宛第331号電報」(10月2日)，A-1-1-0・10『帝国ノ対支外交政策關係一件』第四卷，外交史料館所蔵。
- (11) 「何応欽發蔣介石宛電報(虞申秘電)」(10月7日)，何応欽將軍九五紀事長編編輯委員会『何応欽將軍九五紀事長編』(上)，黎明文化事業股份有限公司，1984年，442頁。(以下，『長編』と略す。)
- (12) 「何応欽發蔣介石宛電報(齊秘電)」(10月8日)，同上。
- (13) 「何応欽發蔣介石宛電報(齊未秘電)」(10月8日)，『特交檔案分類資料——中日戦争・華北局勢』第20卷，(台湾)国史館所蔵。(以下，『特交檔案』と略す。)
- (14) 「楊永泰發汪兆銘宛電報」(10月11日)，同上。
- (15) 「若杉參事官(北平)發広田外務大臣宛第340号電報」(10月12日)，『帝国ノ対支外交政策關係一件』第四卷。
- (16) 秦孝儀主編『中華民國重要史料初編——對日抗戰時期·緒編』(一)，中央文物供應社，1981年，703—704頁。(以下，『緒編』(一)と略す。)
- (17) 「商震發蔣介石宛電報」(10月16日)，同上，704頁。
- (18) 「何応欽發蔣介石宛電報(宥秘電)」(10月26日)，秦孝儀主編『中華民國重要史料初編——對日抗戰時期·第六編·傀儡組織』(二)，中央文物供應社，1981年，79頁。(以下，『傀儡組織』(二)と略す。)
- (19) 須磨弥吉郎「岡村少将来談要領」(10月18日)，『帝国ノ対支外交政策關係一件』第四卷。
- (20) 同上。
- (21) 「商震發蔣介石宛電報」(10月29日)，『緒編』(一)，705—706頁。
- (22) 同上，706—708頁。
- (23) 外務省東亜局第一課『最近支那關係諸問題摘要(第六十八議會用)』下卷，第二十五章「支那關係各種案件」，第四節「灤州事件」および第五節「北支ニ於ケル排日行動取締要求問題」，国立国会図書館憲政資料室所蔵。
- (24) 「何応欽發蔣介石宛電報(儉秘電)」(9月29日)，『特交檔案』第22卷。
- (25) 「何応欽發蔣介石宛電報(東西秘電)」(10月1日)，同上。
- (26) 「我外交部為日本軍人對河北省政府之勸告既多干涉内政之嫌尤軼出外交之常軌特提出抗議致日本大使館照会」(11月7日)，『緒編』(一)，710頁。
- (27) 秦郁彦『盧溝橋事件の研究』東京大学出版会，1996年，19頁。
- (28) 「程克發行政院宛電報(東電)」(12月1日)，『特交檔案』第20卷。
- (29) 「宋哲元發蔣介石宛電報(篠辰二電)」(11月17日)，『緒編』(一)，711—712頁。
- (30) 「沈鴻烈發蔣介石宛電報(巧電)」(11月18日)，『特交檔案』第20卷。
- (31) 「何応欽發商震宛電報(皓十九時半秘電)」，「何応欽發宋哲元宛電報(皓二十一時秘電)」(11月19日)，『長編』，450—451頁。
- (32) 「商震發何応欽宛電報(馬申機電)」(11月21日)，同上，455頁。
- (33) 「軍分会發何応欽宛電報(漾未電)」(11月23日)，同上，457頁。
- (34) 「石敬亭發蔣介石宛電報(馬電)」(11月21日)，『特交檔案』第20卷。

- (35) 「冀東防共自治委員會成立宣言」，南開大學歷史系・唐山市檔案館編『冀東日偽政權』檔案出版社，1992年，5頁。日付は11月25日となっているが，25日付『東京朝日新聞』は24日付北平發特派員電で同宣言を掲載している。
- (36) 同上，9頁。
- (37) 秦孝儀編『總統蔣公大事長編初稿』第三卷，1978年，229頁，10月12日の条。
- (38) 「蔣介石發沈鴻烈宛電報（寒戌機京電）」（10月14日），『緒編』（一），702頁。
- (39) 前掲，『總統蔣公大事長編初稿』第三卷，238頁，10月15日の条。
- (40) 「蔣委員長對第五次全国代表大會演講對外方針並提建議」（11月19日），『緒編』（三），657－659頁。なお，この演説に関連して，陳布雷は7月の段階で「領土主權が侵害される事態が発生し，政治的方法によっては排除できず，同事態が國家・民族の根本的生存に危害を及ぼす場合には，全國を指導して武力抵抗に従事する」と説明している（陳布雷「關於努力和平與不惜最後犧牲政策之說明」（7月12日），『國民政府檔案——國民政府對日情報及意見史料』（二）（上）DVD版，國史館，2002年）。
- (41) 「汪兆銘發商震宛電報（卅午電）」（11月30日），『傀儡組織』，122頁。
- (42) 「蔣委員長會晤有吉大使談話紀錄」，『緒編』（一），716－718頁。
- (43) 「須磨總領事發廣田外務大臣宛第1295號電報」（11月22日），外務省編『日本外交年表並主要文書』下卷，1966年，313頁。（以下，『主要文書』と略す。）
- (44) 「廣田外務大臣發有吉大使宛暗第313號電報」（11月22日），『帝國ノ對支外交政策關係一件』第五卷。
- (45) 「丁紹伋發外交部宛第290號電報」（11月26日），『特交檔案』第20卷。
- (46) 「須磨總領事發廣田外務大臣宛第1310號電報」（11月26日），PVM40『滿洲事變・華北問題』，國立國會圖書館憲政資料室所藏。
- (47) 「沈鴻烈發蔣介石宛電報（卅電）」（11月30日），『緒編』（一），724－725頁。
- (48) 「廣田外務大臣發有吉大使宛暗第317號電報」（11月29日），『帝國ノ對支外交政策關係一件』第五卷。
- (49) 「有吉大使發廣田外務大臣宛第1045號電報」（12月2日），同上。
- (50) 「閻錫山發蔣介石宛電報（勘亥二電）」（11月28日），『閻伯川先生要電錄存——冀察事件及華北偽自治運動案』，（台灣）國史館所藏。
- (51) 「閻錫山發蔣介石宛電報（艷申電）」（11月29日），同上。
- (52) 「蔣委員長於中央政治會議報告處理華北事件之經過並論政略與戰略之運用」（12月12日），『緒編』（一），740頁。
- (53) 「行政院駐平弁事長官政制綱要」，『特交檔案』第19卷。
- (54) 「國民政府軍事委員會北平分會組織條例」（民國21年＜1932年＞7月16日），周美華編『國民政府軍政組織史料——軍事委員會』第一冊，國史館，1996年，141－155頁。
- (55) 「蔣介石發沈鴻烈，周作民宛電報（養戌秘京電）」（11月22日），『特交檔案』第20卷。
- (56) 『特交檔案』第19卷。
- (57) 前掲，「蔣介石發沈鴻烈，周作民宛電報（養戌秘京電）」。
- (58) 「須磨總領事發廣田外務大臣宛第1338號電報」（12月1日），PVM40『滿洲事變・華北問題』。
- (59) 「廣田外務大臣發有吉大使宛暗第319號電報」（12月3日），『帝國ノ對支外交政策關係一件』第五卷。
- (60) 「朱培德發蔣介石宛電報（梗午電）」（10月23日），『特交檔案』第26卷。
- (61) 「須磨總領事發廣田外務大臣宛第1323號電報」（11月28日），PVM40『滿洲事變・華北問題』。

- (62)「陳儀發楊永泰宛電報（冬西津電）」（12月2日），『特交檔案』第19卷。
- (63)「何応欽發蔣介石宛電報（支戌電）」（12月4日），『緒編』（一），729頁。
- (64)「何応欽發蔣介石宛電報（支西行秘電）」（12月4日），『特交檔案』第19卷。
- (65)「古莊陸軍次官發西尾閔東軍參謀長，酒井支那駐屯軍參謀長ほか宛陸滿第700号電報」（12月3日），島田俊彦ほか編『現代史資料——日中戦争』第8巻（1），みすず書房，1964年，149頁。
- (66)「何応欽發蔣介石宛電報（歌爾行秘電）」（12月5日），『緒編』（一），730—731頁。
- (67)「何応欽發蔣介石宛電報（歌申行秘電）」（12月5日），『特交檔案』第23巻。
- (68)「蔣介石發何応欽宛電報（魚電）」（12月6日），『緒編』（一），732頁。
- (69)「蕭振瀛發蔣介石宛電報（魚亥電）」（12月7日），『特交檔案』第23巻。
- (70)「程伯昂發李迪俊宛電報（庚電）」（12月8日），『傀儡組織』，109頁。
- (71)「有吉大使發広田外務大臣宛第1064号電報」（12月6日），PVM40『満洲事変・華北問題』。
- (72)「何応欽發蔣介石宛電報（陽戌行秘電）」（12月7日），『緒編』（一），733頁，および「何応欽發蔣介石宛電報（虞午行秘電）」（12月7日），『特交檔案』第23巻。
- (73)「広田外務大臣發有吉大使宛暗第327号電報」（12月10日），『帝国ノ対支外交政策關係一件』第五巻。
- (74)「何応欽發蔣介石宛電報（庚申行秘電）」（12月8日），『特交檔案』第23巻。
- (75)「蔣介石發何応欽宛電報（真亥機京電）」（12月10日），同上。
- (76)「何応欽發楊永泰宛電報（真午行秘電）」（12月11日），同上。
- (77)「何応欽發蔣介石宛電報（真巳行秘電）」（12月11日），同上。
- (78)「何応欽發楊永泰宛電報（真亥行秘電）」（12月11日），同上。
- (79)「蔣介石發何応欽宛電報（真巳機京電）」（12月11日），『緒編』（一），737頁。
- (80)「蔣介石發何応欽宛電報（尤申機京電）」（12月11日），『特交檔案』第23巻。
- (81)李雲漢，前掲書，123頁。
- (82)劉維開，前掲書，334頁。
- (83)「華北分離工作促進に関する南駐満大使より広田外相宛伝言」（11月13日），『主要文書』，309頁。
- (84)「有吉大使發広田外務大臣宛第1073号電報」（12月7日），PVM40『満洲事変・華北問題』。